

# 建築計画概要書の公文書開示請求を電子申請される方へ

【高知県】 電子申請サービス

ログアウト  
利用者情報

申請団体選択 申請書ダウンロード

予約手続き

手続き申込 申込内容照会 委任内容照会

手続き申込

手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する 申し込みをする

過去の申込から入力値を自動設定する

申込

選択中の手続き名: (電子収納) 公文書開示請求書【公営企業局並びに公安委員会及び警察本部を除く県の機関】

請求者情報

個人(事業を営む個人を含む。)又は法人その他の団体のいずれの方でも開示請求できます。法人その他の団体の場合は、名称、代表者の職・氏名、主たる事務所の所在地を入力してください。  
※このフォームは、クレジットカード決済をなさる方の、知事部局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の公文書の開示請求用です。  
※なお、公営企業局はクレジットカード決済を行っておりませんので、公営企業局の公文書を開示請求する場合は、「公文書開示請求書【公安委員会及び警察本部を除く県の機関】」のフォームでの申請をお願いします。

開示請求に係る公文書の件名等 **必須**

開示請求に係る公文書を特定できるように内容をできるだけ具体的に記入してください。

決定通知書の受取方法 **必須**

決定通知書の受取方法を選択してください。  
「インターネットで受け取る」を選択した場合は、決定通知書の公印は省略されます。

郵送で受け取る  
インターネットで受け取る

開示の方法 **必須**

「写し等の交付」・「公文書をPDFファイルにしたものを電子申請サービスで交付」のうち、該当するものを選択してください。  
(注1) A3用紙20枚までならPDFファイルにして電子申請サービスの添付ファイルで受け取ることができます。スキャナにより読み取る前の用紙が両面印刷の場合において、PDFファイル化するときは、両面にしてファイル化できないため、片面を1枚として計算します。  
(注2) ただし、「公文書をPDFファイルにしたものを電子申請サービスで交付」を選択しても、開示する公文書が20枚を超えた場合は、「写し等の交付」で対応させていただきます。

写し等の交付  
公文書をPDFファイルにしたものを電子申請サービスで交付

写し等の交付の方法 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

「来庁」、「郵送」、「公文書をPDFファイルにしたものを電子申請サービスの添付ファイルで受け取る」のいずれかを選択してください。  
(注1) 一つ前の「開示の方法」で「公文書をPDFファイルにしたものを電子申請サービスの添付ファイルで交付」を選択した場合は、選択肢は「(略) 電子申請サービスの添付ファイルで受け取る」のみになります。  
(注2) 「公文書をPDFファイルにしたものを電子申請サービスの添付ファイルで受け取る」を選択しても、開示公文書が20枚を超えた場合は、「来庁」、「郵送」のいずれかにするのをご連絡させていただきます。  
(注3) 「郵送」の場合は、公文書の交付費用に加えて郵便料金の納付をお願いします。  
↓ここをクリックすると選択肢が表示されます。

公文書をPDFファイルにしたものを電子申請...

建築計画概要書の写しの交付は電子申請サービスでも申請できます。

## 【留意事項】

- ・高知市内の建築確認は高知市建築指導課へお問い合わせください。
- ・建築確認がされている物件かどうか、事前に窓口で特定してください。
- ・昭和45年度以前のものについては、各窓口にて開示請求をお願いします。

高知市内の物件を探す → 高知市建築指導課  
高知市外の物件を探す → 高知県建築指導課  
※ 幡多地域のものは幡多土木事務所でも探すことができます。

【手続き名を確認してください】

(電子収納) 公文書開示請求書【公営企業局並びに公安委員会及び警察本部を除く県の機関】

**クレジットカード決済のみ**に対応しています

- ※ 領収書は発行されません。
- ※ 納付書や現金払いをご希望の方は建築指導課の窓口にて開示請求してください。

【開示請求に係る公文書の件名等の書き方】

(確認番号) ○第000号  
(確認日) 昭和00年00月00日

- ※ 確認番号が不明なものには対応できません。建築指導課、又は幡多土木事務所の窓口にて事前に確認番号等の特定をお願いします。
- ※ 昭和46年度以降のものに限ります。

【開示の方法・写し等の交付の方法の選択】

「開示の方法」

→ 「公文書をPDFファイルにしたものを電子申請サービスの添付ファイルで交付」を選択

「写し等の交付の方法」

→ 「公文書をPDFファイルにしたものを電子申請サービスの添付ファイルで受け取る」を選択

- ※ 開示される公文書が20枚を超える場合はPDFで交付できません。入力フォームの説明をご確認ください。
- ※ 公文書の開示時期は納付が確認できた日から1~2日でアップロードとなります。

**来庁又は郵送での受取を希望される方**

建築指導課の窓口にて開示請求してください。